

吹田市ホームページバナー広告掲載要領

制定 令和3年4月30日

改正 令和8年7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は「吹田市広告掲載要領」(令和8年7月1日改正)及び「吹田市広告掲載基準」(令和8年7月1日改正)に定めるもののほか、吹田市(以下、「市」という)ホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ：市公式ホームページ (<https://www.city.suita.osaka.jp/>) を指す。
- (2) バナー広告(以下「広告」という)：市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する Web ページにリンクするものをいう。

(掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。また、連続する複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、掲載を希望する期間が市の会計年度を超える場合は、改めて翌年度の期間分の申込手続を行うものとする。

- 2 広告掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、掲載を終了する日は、当該広告を掲載する最終月の末日とする。
- 3 災害対応等による事由を除き、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置は、市ホームページ上の市が指定する位置とする。

- 2 広告の掲載枠は、12枠以内とする。ただし、市が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠あたり月額20,000円(消費税相当額を含む)とする。

(広告掲載の申込)

第6条 市ホームページへの広告掲載希望者(以下「申込者」という)は、所定の用紙を、持参又は郵送により市が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の広告掲載の申込は、希望する広告掲載開始日の前月5日までに行うものとする。5日が土・日曜日及び祝・休日に当たるときは、その日の直前の開庁日までとする。

3 広告掲載の申込は、希望する掲載期間中、1申込者につき1枠とする。

(広告掲載の決定)

第7条 市は、第6条第1項の申込があったときは、この要領並びに吹田市広告掲載要領及び吹田市広告掲載基準に基づいて審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市は、広告掲載の可否を決定するため必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 市は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に速やかに通知するものとする。

4 広告掲載の承認を受けた者(広告主)は、市が指定する期日までに、決定した掲載期間分の広告掲載料を市が発行する納入通知書により一括で納付するものとする。

5 広告主は、市が指定する期日までに、広告画像データを電子メールまたはCD-R等の電子記録媒体により提出するものとする。

6 広告掲載の申込件数が募集枠を超えたときは、受付順により決定するものとする。

(広告の規格)

第8条 広告データは、広告主の責任及び負担により作成するものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ	横 180 ピクセル・縦 56 ピクセル
容量	100 キロバイト以内
ファイル形式	JPEG、PNG、GIF (GIF アニメ不可)

(広告のリンク先 Web ページ)

第9条 広告に設定するリンク先は、広告内容と関連性のあるページとすること。リンク先に、トップページではなくランディングページ(LP)等を指定する場合は、広告主との関係がわかるよう、ページ内に広告主の表記やコーポレートサイトへのリンクを設けること。

(ウェブアクセシビリティの配慮)

第10条 広告は、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮すること。

2 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分に取り、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

3 市ホームページ全体のアクセシビリティを確保するため、前各条の規定に基づき提出された広告の画像の修正を求める場合がある。その際は、事業者の責任において修正すること。

(禁止デザイン等)

第11条 次の表記やデザインは禁止とする。

(1) 市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン

(2) 掲載されている事業が市政を連想させる分野であって、閲覧者が市の事業であると誤解しやす

い内容を含むもの

- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを表す文字情報が全く無いもの、又は確認・判別が困難なもの
- (4) 「閉じる」「いいえ」「開く」などユーザーインターフェースと錯誤しやすいデザイン
- (5) テキストボックスやラジオボタン、プルダウンメニュー（入力や選択できるように見えるもの）を模したデザイン
- (6) 「注意」「警告」など警告を表すもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれのある表現
- (8) 著作権を侵害しているもの
- (9) 透過色の背景

（掲載しない広告）

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。なお、広告掲載中であっても、該当するに至った場合は同様とする。

- (1) 吹田市広告掲載要領及び吹田市広告掲載基準に反するもの
- (2) 医療機関の広告
- (3) この要領その他市の定める各種要領等に反する内容を取扱う Web ページを閲覧者にあっせん、又は紹介しているもの
- (4) 他の Web ページを集合し、情報を提供することを主たる目的とするもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページの広告として不適當であると市が認めるもの

（広告内容等の修正）

第 13 条 市は、広告の内容、デザイン又はリンク先 Web ページの内容等が各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は各種要領等に適合しないと認めるときは、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

第 14 条 広告主は、広告掲載決定後に、次の各号に該当する変更をしようとする場合は、速やかに市に申請しなければならない。

- (1) 掲載期間の延長
- (2) 広告画像の変更
- (3) 広告主の名称、所在地、連絡先等の変更
- (4) リンク先の変更

2 広告主は、前項第 1 号の変更を行う場合は、延長を希望する月の前月 5 日までに、第 2～4 号は変更しようとする日から起算して 10 営業日前までに、所定の用紙を市に提出し、市の承認を得なければならない。

3 市は、前項の申請があったときは、審査を行い、結果を広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第 15 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取下げるときは、所定の用紙により市に申請しなければならない。
- 3 前項の規定により広告の掲載が取下げられた場合、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取消)

第 16 条 次の各号に該当する場合、広告の掲載期間中であっても、市は広告の掲載を取消することができる。

- (1) 広告主ホームページが、閉鎖されたとき。
- (2) 納期限までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 広告主ホームページの内容が、広告の掲載申込時から変更され、この要領並びに吹田市広告掲載要領及び吹田市広告掲載基準に反する状態に至っていると市が判断したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないとして市が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第 17 条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生ずるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。また、広告掲載後に広告主又は広告内容に問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主は、市ホームページに広告を掲載する権利を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(補則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。